

平成19年度財務監査(5) 監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の時期

平成19年10月22日から同月29日のうち実日数5日間(ただし、防災課所管の避難拠点備蓄庫については、財務監査(7)の<小・中学校監査>とあわせて、平成19年11月5日、同月6日、同月15日および同月16日に実施した。)

2 監査の対象

企画部

企画課、経営改革担当課、基本構想担当課、財政課、情報政策課

危機管理室

ア 防災課、防災計画担当課、安全・安心担当課

イ 大泉町防災備蓄倉庫(防災課所管)

ウ 桜台六丁目防災井戸(防災課所管)

エ 避難拠点備蓄庫4か所(防災課所管)

<南が丘中学校、上石神井北小学校、石神井中学校、大泉北小学校>

総務部

総務課、文書法務課、文化国際課、情報公開課、職員課、人材育成課、経理用地課、人権・男女共同参画課、営繕課

3 監査の概要

今回の監査は、監査対象部課および課の所管する施設における平成19年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、施設の管理状況が良好かどうかについて実施した。

4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。